

生駒市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない生駒市の実現を目指して～

平成31年3月

奈良県生駒市

「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」

の実現をめざして

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える状態が続き、平成18年には自殺対策基本法が施行され、国を挙げての自殺対策が総合的に推進されました。その結果、自殺者は減少傾向となりましたが、依然として2万人を超えているなど非常事態は続いています。

このような状況から、自殺対策を更に総合的にかつ効果的に推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、全ての市区町村は自殺対策計画を策定することとされました。

生駒市における人口10万人あたりの自殺死亡者数は、全国及び奈良県の数値と比べると下回ってはいますが、平成25年から29年までの5年間で76人の方が自ら命を絶っているという現実があります。

これらの背景のもと、本市におきましても「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、新元号元年度から5年間の計画期間とする、「生駒市自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画は、総合的な自殺対策の取組み方針を示し、自殺対策に繋がる事業を「生きる支援事業」として、関係機関等と連携を図りながら、総合的な対策を展開し、全ての人がかげがえのない個人として尊重され、健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に向け、市全体として取組みを進めてまいります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識の下、すべての市民が連帯感を持ち「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりましてご協力いただきました関係機関の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

生駒市長 小 紫 雅 史

目次

第1章	計画の概要	1
第2章	生駒市の現状と課題	6
第3章	基本方針及び施策体系	16
第4章	いのち支える自殺対策への取り組み～基本施策～	22
	1 自殺対策を支える人材育成	
	2 市民への啓発と周知	
	3 生きることの促進要因への支援	
	4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
	5 地域におけるさまざまなネットワークの構築	
第5章	いのち支える自殺対策への取り組み～重点施策～	31
	1 高齢者対策	
	2 生活困窮者等対策	
	3 勤務経営問題対策	
第6章	推進体制と評価	40

(資料) 生きる支援の関連施策

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨等

1-① 趣旨

日本の自殺死亡者数は、平成10年以降、14年間連続で毎年3万人を超えていました。平成18年に国が策定した自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会問題」と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者の年次推移は減少傾向となるものの、現在でも2万人を超える水準となっています。

生駒市の自殺死亡者数は、年間15人前後となっており、減少と増加を繰り返している状況です。そのようなことから、本市では、こころの悩みの相談場所として心理士による個別の対面型相談窓口「はーとほっとルーム（こころの健康相談）」の実施や、市職員や民生委員・児童委員等を対象とした「ゲートキーパー養成研修」、市ホームページから誰でも利用できるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」、妊娠届出時の面談時にリーフレットを用いた産後うつ予防の啓発事業等を実施するなど自殺対策の取り組みを進めてきました。

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとされました。

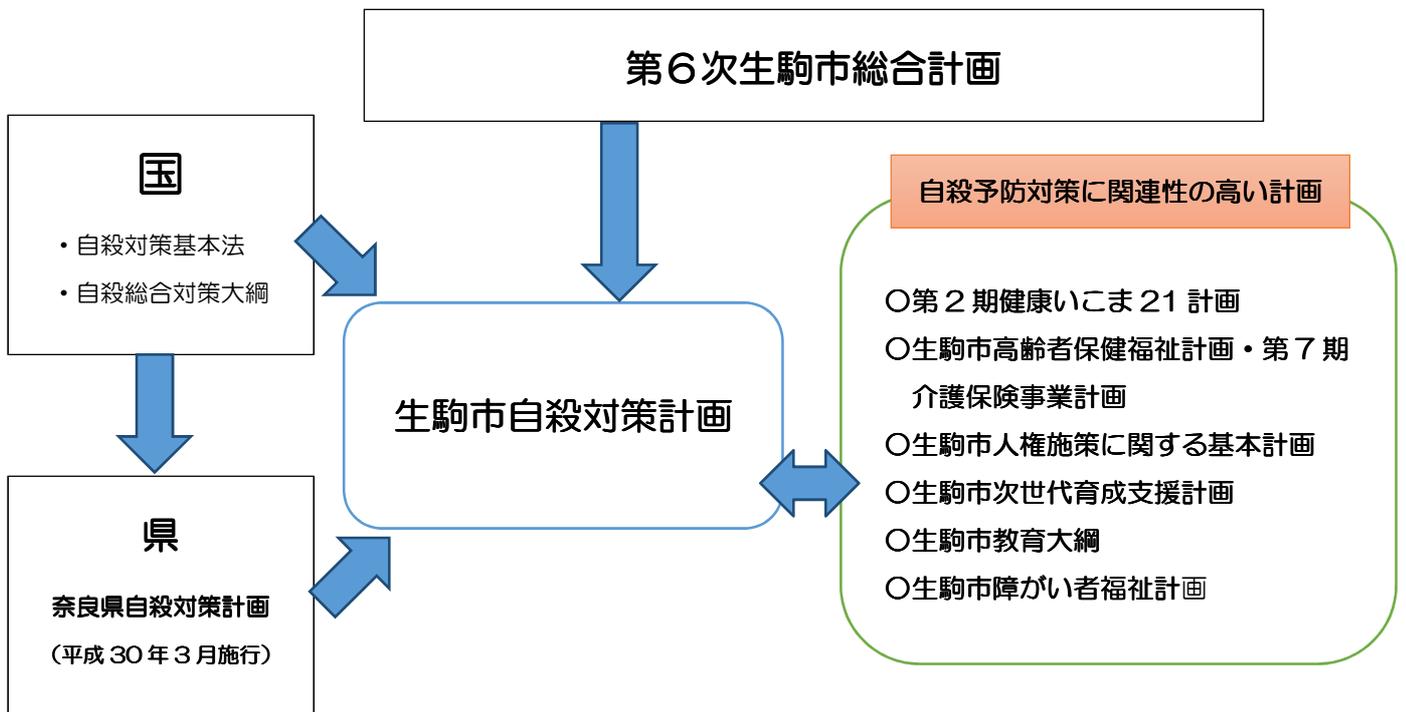
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなくさまざまな社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

生駒市では、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、人と地域の絆を強めていく中で「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」の実現を目指し、生駒市自殺対策計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、総合的な自殺対策の取り組み方針を示し、基本施策・重点施策を明確にします。また、自殺対策に係る事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら市全体として取り組みを進めてまいります。

1-② 位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条に基づく計画であり、自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」、奈良県自殺対策計画及び生駒市総合計画や関連する各種計画と整合を図り策定します。



2 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した大綱が概ね5年に一度を目安として改訂されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、5年に一度を目安として内容を見直します。

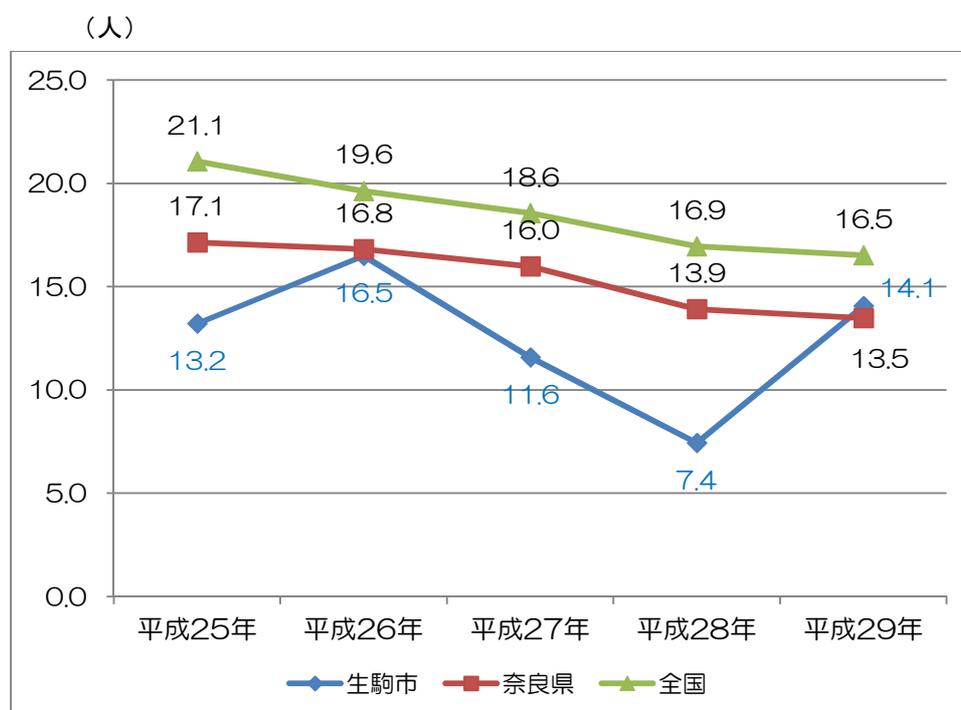
本計画の計画期間は、新元号元（2019）年度から新元号5（2023）年度とします。

3 計画の数値目標

【目標】

平成 25 年から 29 年の自殺死亡率^(※1)の平均値(12.6 人)を毎年 3%減少させ、新元号 5 (2023) 年度には 10.7 人以下となることを目指しますが、最終的な目標として「自殺者ゼロ」を目指します^(※2)。

自殺死亡率（現状値）の推移（平成 25～29 年）



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 25～29 年）^(※3)

(※1) 自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

(※2) 大綱における国の当面の目標は「新元号 8 年（2026 年）」までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」となっています。本市も国に合わせた目標を設定します。

(※3) 厚生労働省自殺対策推進室において、警視庁から提供を受けた自殺データに基づいて集計したものです（自殺日・「居住地」の統計に基づいています）。

4 計画の評価

本計画で示す目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要です。このため、達成状況については次年度以降、毎年度確認評価を行います。最終年度には、次期計画に反映させるため、自殺に関連する計画との整合性を図りながら総合的な評価を行ないます。なお、目標の設定に当たっては、目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえ見直します。

第2章

生駒市の現状と課題

本章および次章に掲載している図と表は、それぞれ以下の統計を使用し作成したものです。

図1：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料^(※1)（平成25年から29年の各年次確定値を合計）

（※1）警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、厚生労働省が毎月集計した全国の自殺の概要資料

図2、表1：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール【2017】

（厚生労働省の自殺総合対策推進センターが実施した、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態分析結果）

図3～8：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成21年から29年の各年次確定値を合計）

図9、13：奈良県自殺対策トップセミナー資料（平成30年9月14日）

図10～12：平成29年度実施「食生活や健康に関するアンケート調査」

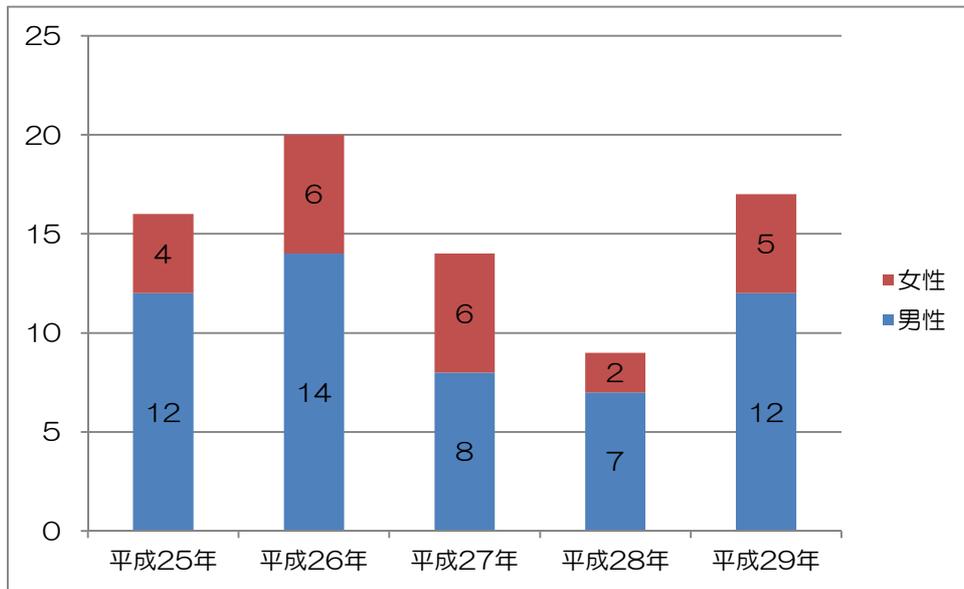
第2章

生駒市の現状と課題

1 自殺者の推移

地域における自殺の基礎資料によると、平成25年から29年までの生駒市の年間自殺者数は15人前後となっています。

(人) 図1 生駒市の自殺者数

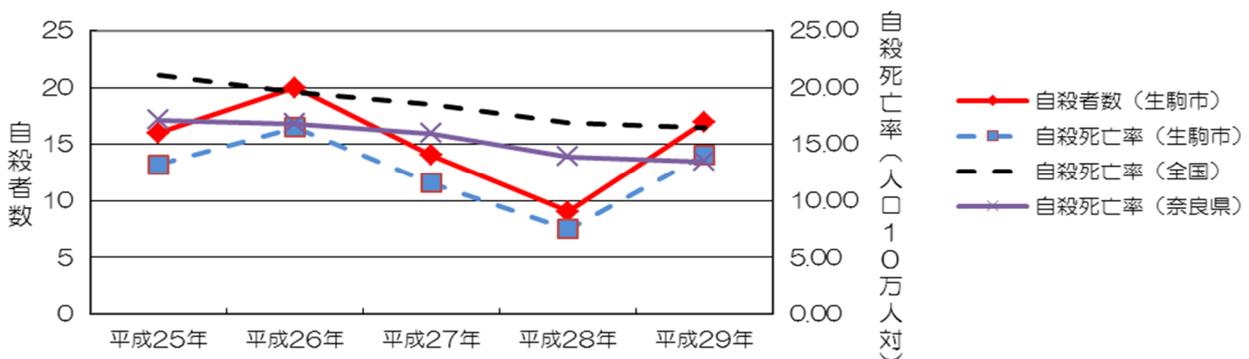


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成25年から29年の各年次確定値）

2 自殺死亡率の推移

生駒市の人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率は、全国や奈良県と比べ低い傾向にあります。

図2 自殺死亡率の推移



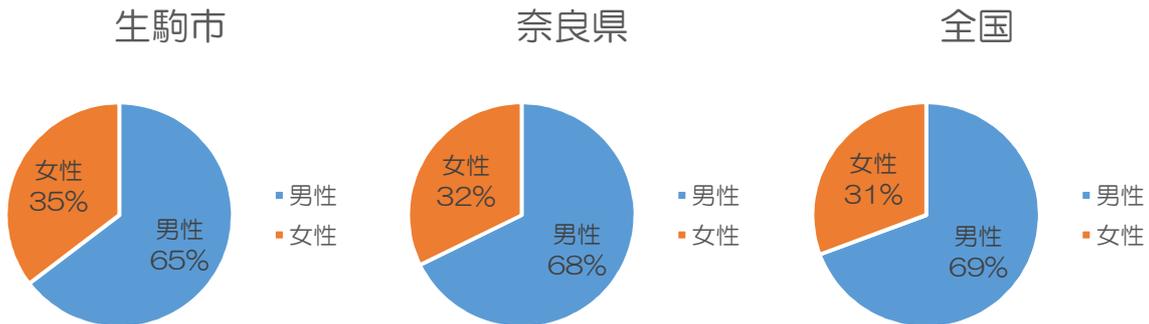
出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル【2017】

3 性別・年齢別の特徴

男女別の自殺死亡者の割合は、平成21年から29年までの合計をみると男性は95人で65%、女性が52人で35%です。

奈良県（男性68%、女性32%）、全国（男性69%、女性31%）と比較すると同等の傾向にあります。

図3 性別割合



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成21～29年の各年次確定値を合計）

年代別の自殺者の割合は、平成21年から29年の合計をみると、多い順に、40代が30人、次いで60代が28人、50代が23人となっています。

図4 年代別割合

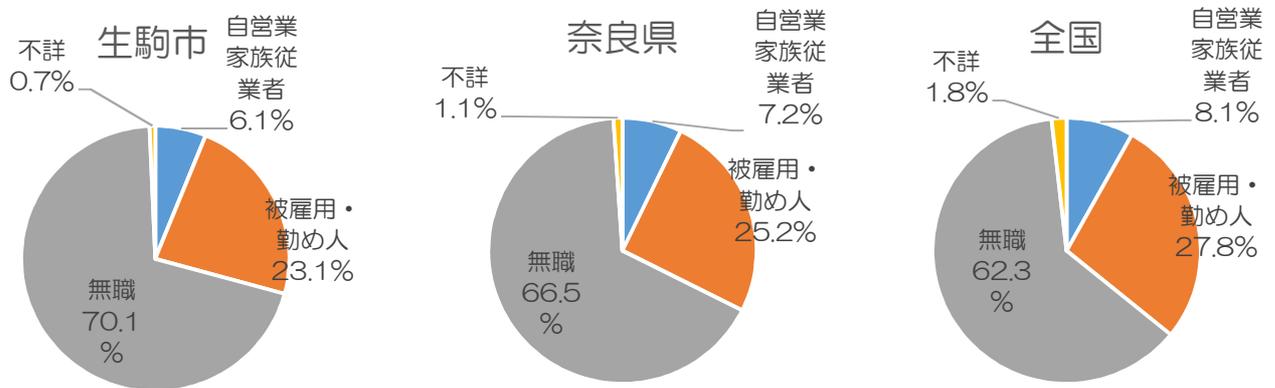


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成21～29年の各年次確定値を合計）

4 職業別の特徴

職業別の自殺者の割合は、平成21年から29年までの合計をみると、無職の割合が多い傾向にあります。

図5 職業別割合

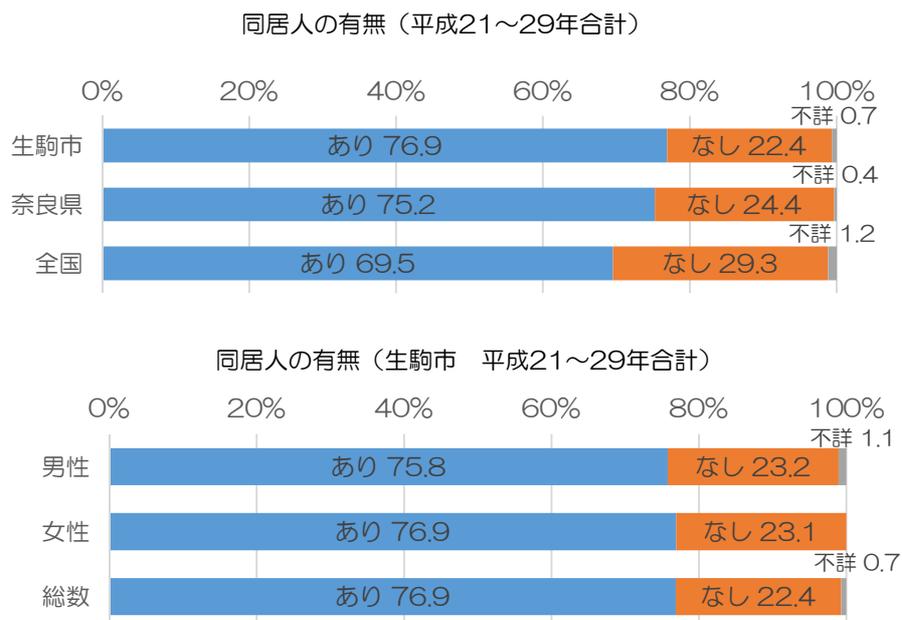


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成21～29年の各年次確定値を合計）

5 同居人の有無

自殺者数を同居人の有無でみると、奈良県とほぼ同じ割合ですが、全国と比較すると同居人ありの割合が高い傾向にあります。性別でみると、女性の方が男性より高い傾向にあります。

図6 同居人の状況

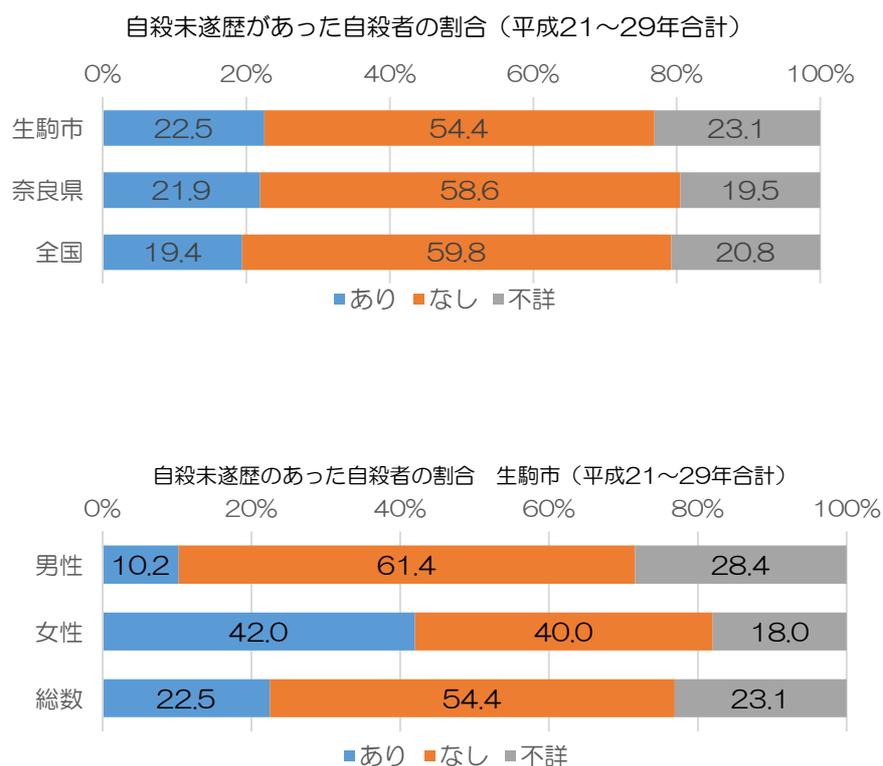


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成21～29年の各年次確定値を合計）

6 自殺未遂歴の有無

平成 21 年から 29 年における本市の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、経験の有無が不詳だった人を除くと 22.5%になります。性別で見ると、女性の方が男性より高い傾向にあります。

図7 自殺未遂歴があった自殺者の割合

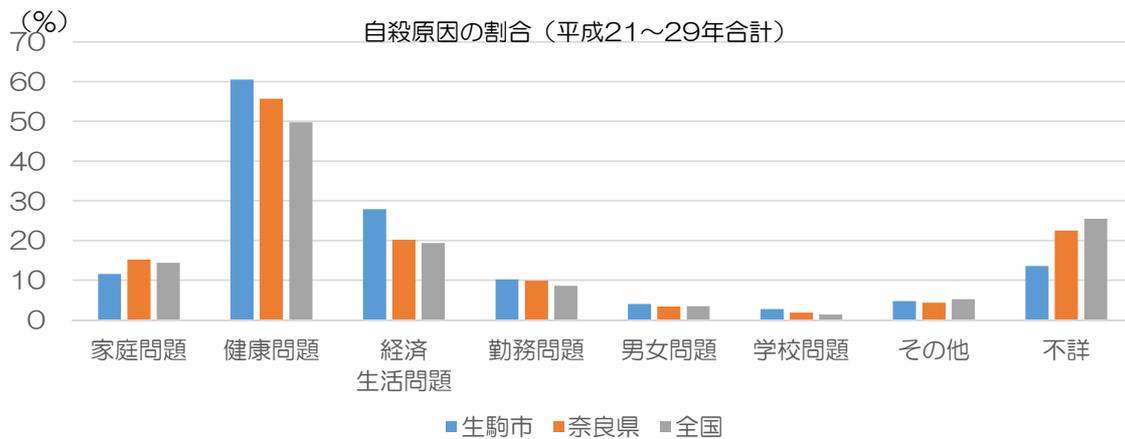
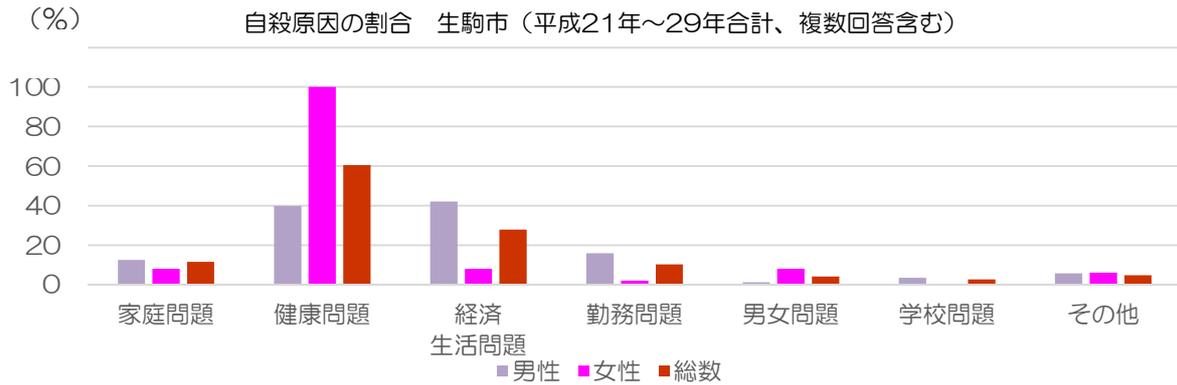


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 21～29 年の各年次確定値を合計）

7 自殺の原因（危機経路）

本市の自殺の原因では、男性は経済・生活問題が最も多く、次いで健康問題となっています。女性は健康問題が最も多く、次いで家庭問題、経済・生活問題、男女問題が同率となっています。

図8 自殺原因の割合

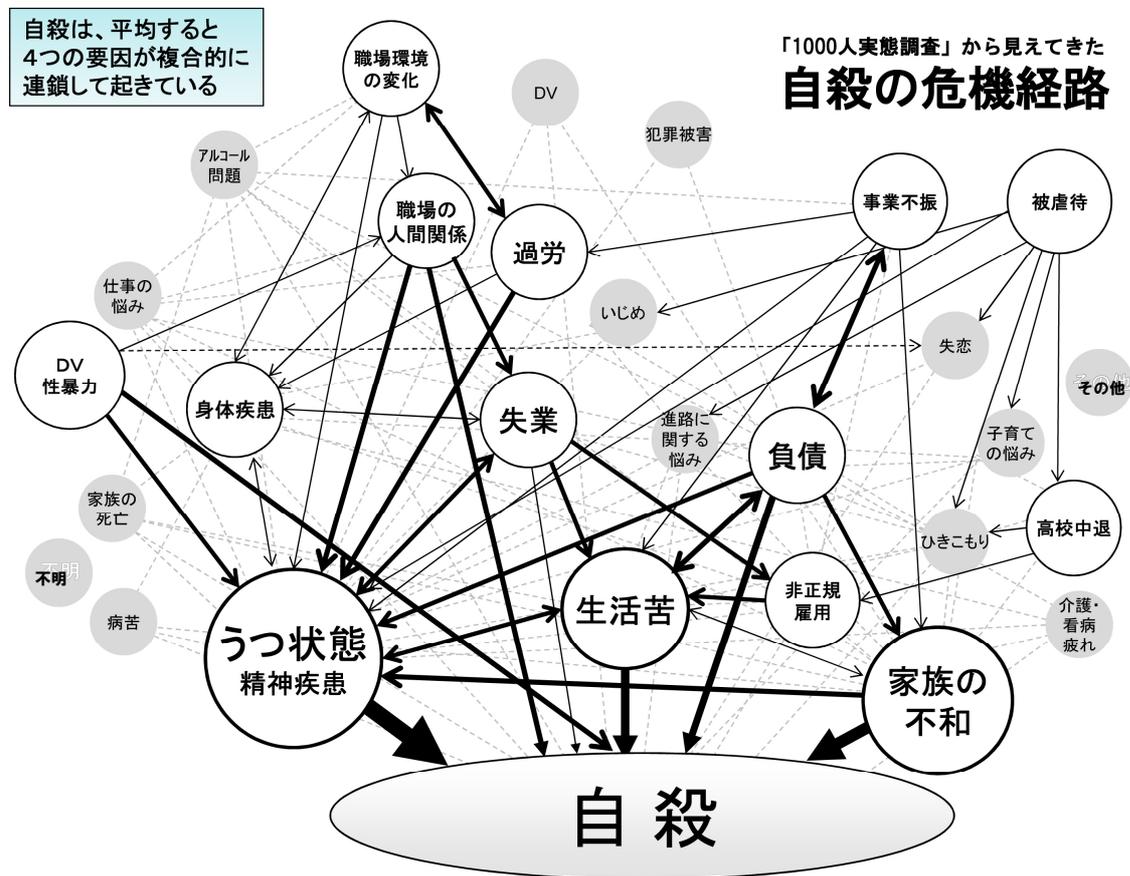


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成21年から29年の各年次確定値を合計）

下図は、NPO法人「自殺対策支援センターライフリンク」が実施した1,000人の自殺者の実態調査(平成19年7月から24年10月実施)の結果みえてきた「自殺の危機経路」(自殺に至るプロセス)です。

丸の大きさは要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。自殺の直接的な要因としては「うつ状態(精神疾患)」の丸が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことがわかっています。

図9 自殺の危機経路



出典：奈良県自殺対策トップセミナー資料(平成30年9月14日)

8 本市の自殺の特徴

自殺総合対策推進センター（厚生労働省所管）が分析した、本市の自殺者の特徴は表1のとおりで、プロフィールによる詳細な分析の結果「高齢者、無職者、勤務・経営」の3つの集団に対する対策を進めることが推奨されています。

また、自殺に至るまでの背景を分析した結果、危機となる要因としては、失業による生活苦や過労など仕事や生活に関する悩み、または介護の悩み（疲れ）が多くあがっています。

表1 本市の主な自殺の特徴（平成24年から28年の合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	15	19.7%	31.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性 40~59歳無職同居	10	13.2%	19.1	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
3位:男性 60歳以上有職同居	7	9.2%	24.1	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4位:男性 40~59歳有職同居	6	7.9%	9.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:男性 20~39歳無職同居	5	6.6%	42.7	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

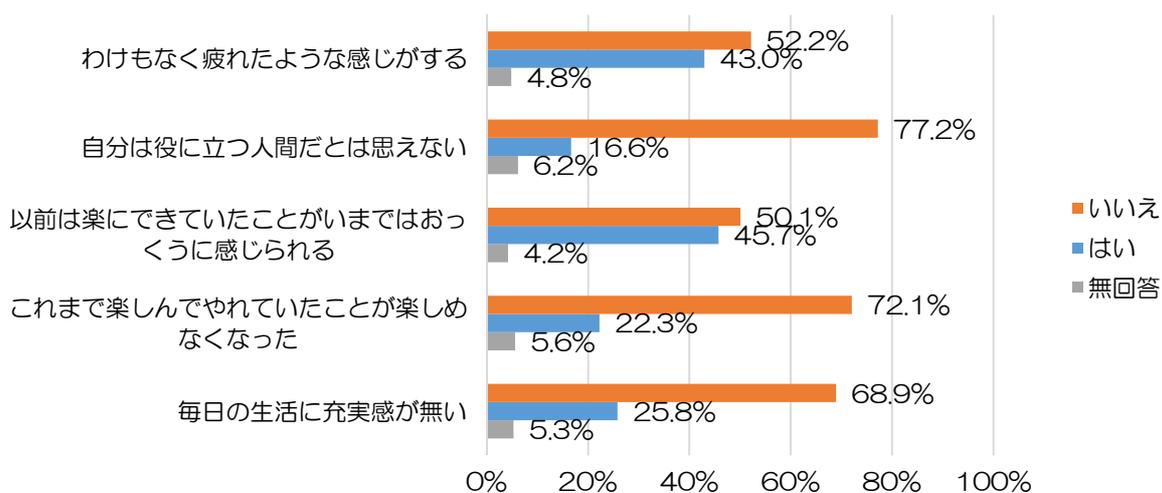
出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール【2017】

9 こころの健康に関するアンケート結果

市民を対象に、こころの健康についてどのように感じているのかを5つの質問を用いてアンケート^(※1)を実施した結果、以下のようにになりました。「わけもなく疲れたような感じがする」と回答する人が、全体の40%以上を占めています。

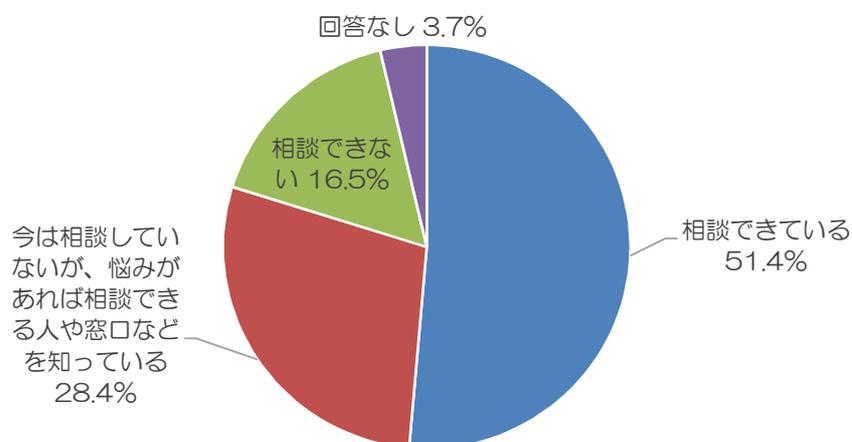
(※1) 平成29年度実施「食生活や健康に関するアンケート調査」

図10 こころの健康に関するアンケート結果



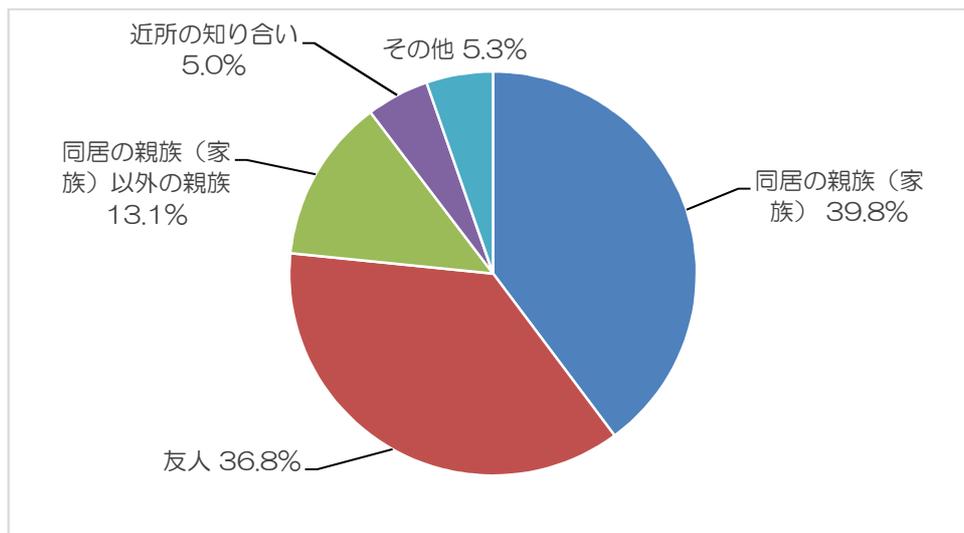
また、「ストレスや悩みを相談できているか」を質問したところ、80%近くの人が「相談できている」若しくは「相談できる人や窓口などを知っている」と答えています。16%の人が相談できないと答えています。

図11 ストレスや悩みを相談の可否について



ストレスや悩みを相談できていると回答した人に相談相手は誰なのかを質問すると、「親族」若しくは「友人」と答える人が89.7%を占めています。その次に多いのは「近所の知り合い」であり、ストレスや悩みを抱える人がまずSOSを出す相手は、その人の身近な存在の人であるという結果になっています。

図 12 ストレスや悩みの相談相手について



10 本市の自殺対策の課題

本市は、全国の中でも自殺死亡率は低い状況にありますが、「自殺の危機経路」にもあるように、悩みや不安、ストレスの要因が重なることで自殺の危険は高まってしまいます。また、自殺者の傾向を分析した結果、高齢者や無職者が多い傾向にあること、また、自殺の危険要因としては、無職や失業による生活困窮、介護による疲労や悩み等が挙げられているため、そのような状況にある人へ支援していくことが必要です。

また、こころの健康に関するアンケート結果によると、不安や悩みを抱える人がまずSOSを出す相手は、専門家や相談窓口ではなく、その人の身近にいる家族や友人であることが多い状況にあることから、悩んでいる人に気づき、声をかけ、悩みを聴き、見守り、相談先へつなげる「ゲートキーパー」の役割を担える人を増やすことが必要となります。さらに、悩みや不安に応じた相談先の情報を分かりやすく伝え、発信していくことも重要です。

第3章

基本方針及び施策体系

1 基本方針

平成29年7月に閣議決定された大綱に基づき、以下の5点を「基本方針」としています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺リスクの要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のさまざまな取り組みを結集して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。またこのような取り組みを包括的に実施するためには、さまざまな分野の関係者や組織等が綿密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等についても、さまざまな関係者や組織等が連携して取り組みを行っています。連携の効果をさらに高めるため、さまざまな分野の支援者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

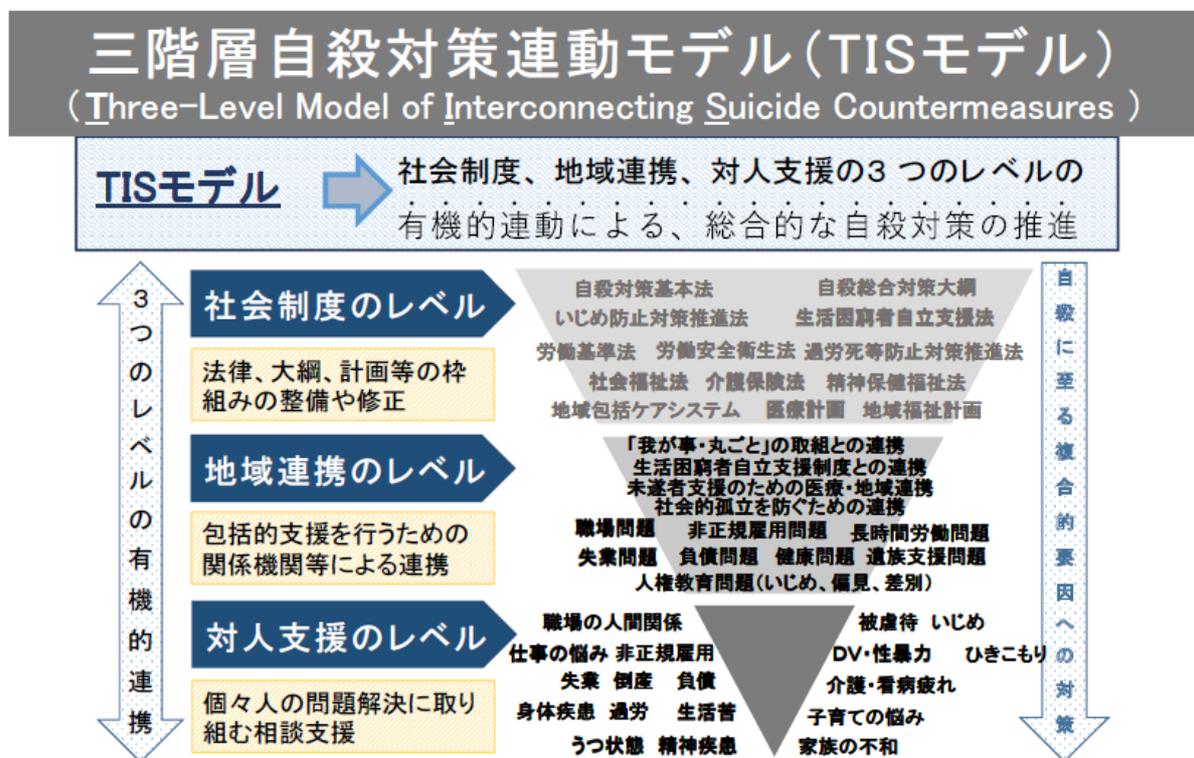
特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人に支援を行う「対人支援のレベル」、支援

者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という3段階のレベルがあります。社会全体の自殺リスクの低下につながりを得る、効果的な対策を講じるためには、さまざまな関係者の協力を得ながら、それぞれのレベルにおける取り組みを、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

図 13 三階層自殺対策連動モデル



出典: 奈良県自殺対策トップセミナー資料(平成 30 年 9 月 14 日)

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や県、関係団体、民間団体、企業、市民一人ひとりが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、共有した上で、それぞれができる取り組みを進めていくことが重要です。

2 施策体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と本市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」の大きく2つの施策として推進していきます。

「基本施策」は、「自殺対策を支える人材の育成」や「地域におけるさまざまなネットワークの構築」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みであるため、幅広い内容となっています。

基本施策

- 1 自殺対策を支える人材育成
 - (1) さまざまな職種を対象とする研修の実施
- 2 市民への啓発と周知
 - (1) 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発
 - (2) 市民向け講演会・イベントなどの開催
- 3 生きることの促進要因への支援
 - (1) 相談体制の充実と相談窓口情報の分かりやすい発信
 - (2) 居場所づくり
 - (3) 支援を必要とする人やその家族への支援
 - (4) 妊産婦・子育てをしている人への支援の充実
- 4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - (1) SOSの出し方に関する教育の実施
 - (2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化
 - (3) 教職員にむけての支援
- 5 地域におけるさまざまなネットワークの構築
 - (1) 庁内外における連携・ネットワークの活用

「重点施策」は、本市の過去5年間の自殺者のプロフィールによる分析の結果明らかとなった、自殺のハイリスク層である高齢者と無職者、自殺のリスク要因となる生活困窮や勤務問題に焦点を絞った取り組みです。それぞれの対象者に関わるさまざまな施策を集結させることで、一体的かつ包括的な施策となっています。

重点施策

- 1 高齢者対策
 - (1) 包括的な支援のための連携推進
 - (2) 介護者に対する支援
 - (3) 高齢者が抱えやすいさまざまな日常生活での不安に対する支援
 - (4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- 2 生活困窮者等対策
 - (1) 生活困窮者等への支援事業と自殺対策との連携
 - (2) 無職者・失業者等に対する相談窓口等の充実
- 3 勤務経営問題対策
 - (1) 創業者・経営者にむけての支援
 - (2) 労働者にむけてのわかりやすい相談窓口の周知

第4章

いのち支える自殺対策への取り組み
～基本施策～

自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとして「自殺対策を支える人材育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」「地域におけるさまざまなネットワークの構築」の5項目に取り組みます。

1 自殺対策を支える人材育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連領域の関係者並びに市民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成など必要な研修の機会の確保が求められます。

そして、ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、生きやすい社会につながり、誰も自殺に追い込まれることのない本市の実現を目指します。

(1) さまざまな職種を対象とする研修の実施

① 市民を対象とする研修

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働などのさまざまな分野において、問題を抱え死にたいほどの悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を、市民や民生委員・児童委員、介護施設従事者、各種支援センター職員に開催し、身近な地域での支え手の育成を進め、地域における見守り体制を構築します。

主な取り組み

- ・さまざまな支援者にゲートキーパー研修の開催案内をするとともに受講を推奨します。(健康課)
- ・出前講座や講演会など市民向けのゲートキーパー研修等を行い、身近な地域で支え手となる市民の育成を進め、地域における見守り体制を構築します。(健康課・障がい福祉課・地域包括ケア推進課・人権施策課・生涯学習課)

- ・介護施設従事者や地域包括支援センターの職員等、高齢者を支援する人へのゲートキーパー研修を実施します。
- ・障がい者の特性や必要な配慮を理解し、日常生活における困りごとを支援する「あいサポーター」を養成し、広く障がい者への理解を広めるための啓発活動を行います。（障がい福祉課）

②市職員を対象とする研修

市役所窓口における各種相談や、税金・保険料等の徴収業務の機会において、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成します。

主な取り組み

- ・自殺対策に関する職員研修（ゲートキーパー研修など）を実施します。（健康課・人事課）
- ・ゲートキーパー研修を実施できる人材を育成し、市民や団体などの要請に応じて派遣します。（健康課）

2 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自分の周りにもいるかもしれない死にたいほどの悩みを抱えた人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を推進していきます。

（1）心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

地域の見守り体制を強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。そのため、市民とのさまざまな接点を活用して相談機関等に関する情報を提供します。

さらに、広報いこま「いこまち」や市ホームページを活用し、地域全体に向けた心の健康づくりの正しい知識やストレス対処法、さまざまな相談窓口の情報について周

知を図ります。

主な取り組み

- 相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、さまざまな機会を活用して配布します。（健康課）
- 市ホームページ上で簡単にストレス状態のチェックができる「こころの体温計」の利用を推進し、利用者のこころの状態に応じた相談窓口について情報提供します。（健康課）
- 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、広報いこま「いこまち」や市ホームページを活用し、地域全体に向けた心の健康づくりの正しい知識やストレス対処法、さまざまな相談窓口情報について情報提供します。（健康課）
- 社会福祉協議会や障がい者自立支援協議会等の地域のネットワークを活用し、相談窓口等について情報提供します。（健康課他）

（2）市民向け講演会・イベントなどの開催

自殺の原因は、単に精神的な問題だけでなく、医療、保健、福祉、生活、教育、労働などさまざまな問題がいくつも重なって起きています。それらの関連するテーマについて、市民向けの講演会・イベントなどの機会を通じて、自殺予防の普及・啓発を行なっていきます。

主な取り組み

- 市民向けのゲートキーパー研修を開催し、自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。（再掲）（健康課）
- 市民団体やグループの要請に応じて、希望の場所で講演を行う出前講座において、自殺予防について啓発します。（健康課）
- 「こころの病」をテーマとした、医療講演会を開催します。（地域医療課）
- 人権尊重意識の普及や高揚のため、4月の人権を確かめ合う日や7月の差別をなくす強調週間等において啓発活動を行います。（人権施策課）
- 11月の児童虐待防止月間の子どもへの虐待防止啓発を通じて、各種相談先の周知を図ります。（こどもサポートセンター）

3 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要で

す。そのため、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

(1) 相談体制の充実と相談窓口情報の分かりやすい発信

はーとほっとルーム（こころの健康相談）や、ユースネットいこま、くらしとすごと支援センター等相談窓口の周知を進めるとともに、相談先の情報を求める人に適切な情報が伝えられるよう、あらゆる相談窓口において分かりやすく発信していきます。

主な取り組み

- はーとほっとルーム（こころの健康相談）を開設し、こころに悩みを抱える人の問題解決に向けて支援します。（健康課）
- 法律相談、消費生活相談、介護相談、物忘れ相談、納税相談、人権相談、犯罪被害者及びその家族の相談、DV等被害者相談、酒害相談等専門家等による各種相談を実施します。（各担当課）
- 不登校、ニート、ひきこもり等、社会生活上さまざまな困難を抱える子どもや若者を支援するための総合相談窓口（ユースネットいこま）において、専門のカウンセラーや臨床心理士を配置し、問題解決に向けた面談や必要な情報を提供します。（生涯学習課）
- 広報いこま「いこまち」において、さまざまな悩みや困りごとに関する相談窓口の情報を、定期的に掲載します。（広報広聴課）
- 相談先情報を掲載したリーフレットを作成し、さまざまな機会を活用して配布します。（健康課）
- くらしとすごと支援センターにおいて経済的な課題に限らず、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談を受け、自立を支援します。（保護課）

(2) 居場所づくり

しんどさを抱え、孤立のリスクを持つおそれのある人も含め、さまざまな人と交流ができ、気軽に相談や活動できる場を住民自らも創りだす機会のきっかけづくりや居場所を提供します。

主な取り組み

- 障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場（地域活動支援センター）を提供します。（障がい福祉課）
- 高齢者交流施設の運用や、介護予防事業における通いの場等高齢者が気軽に参加できる場を提供します。（高齢施策課・地域包括ケア推進課）

- ・高齢者が地域の中でつながりあい、支え合える住民主体の通いの場の拡充に向け、関係機関、者、団体に働きかけます。（地域包括ケア推進課）
- ・子育て中の親子が気軽に集い、保護者同士の交流やアドバイザーに相談もできる場を提供します（子育て支援総合センター）

（３）支援を必要とする人やその家族への支援

健康不安や疾患、障がいなどを持つ人の生活を支援し、相談しやすい体制や利用しやすいサービスを実施することにより、地域での日常生活における困難感を低下させ、生きづらさを抱え込まないように支援します。また、その家族に対する支援をすることで、地域からの孤立を防ぎます。

主な取り組み

- ・民生委員・児童委員が行うひとり暮らし高齢者等の訪問活動を通じて、健康不安等を抱えた高齢者の相談に対応し、関係機関との連携を図ります。（高齢施策課）
- ・高齢者が抱える介護や健康上の問題について、地域包括支援センターの担当者が相談に対応し、関係機関と連携します。（地域包括ケア推進課）
- ・生活支援センター等の専門相談員が障がい者の日常生活上の相談に応じ、必要な指導、助言や関係機関と連携して支援します。（障がい福祉課）
- ・家庭での障がい児・者への介護が一時的に困難となった場合、障がい児・者やその家族等の負担を軽減するため支援します。（障がい福祉課）
- ・障がい福祉に関するサービスや相談窓口についての情報を分かりやすく提示したガイドブックを、各種手帳の交付時等に配布します。（障がい福祉課）
- ・子育て中の家庭が抱える問題について、家庭児童相談員等が相談対応し、必要な関係機関と連携します。（こどもサポートセンター）

（４）妊産婦・子育てをしている人への支援の充実

厚生労働省研究班の調査^{（※1）}によると、妊産婦の死因の1位は自殺で、現在深刻な問題となっています。原因は産後うつ、育児のストレスなどが関係しています。本市では妊婦・産婦・子育てをしている人への支援の充実を図り、自殺のリスク低下に努めます。

主な取り組み

- ・妊娠期から出産、育児期間を通じて、妊産婦が抱える問題に対し、マタニティコンシェルジュや保健師が相談対応し、必要に応じて関係機関と連携します。（健康課）
- ・出産後、育児の支援者がなく、心身の不安や育児に対する不安を抱える親子に対し、

助産院等において日常生活の世話や子どもへのケアを行うことで、産婦の負担の軽減を図ります。(健康課)

- 子育てに支援が必要な家庭に保育士等が訪問し、育児に関する助言指導を行い、適切な育児ができるよう支援します(こどもサポートセンター)
- 子どもが生まれた全家庭に対し、保健師又は助産師が家庭訪問し、育児の助言指導を行い産婦等が安心して育児に臨めるよう支援します。(健康課)
- 子どもの成長過程にあわせて乳幼児健康診査や育児相談を行い、子どもの健全育成と、保護者の育児を支援します。(健康課)
- 子育て中の親子が気軽に集い、保護者同士の交流や、アドバイザーに相談もできる場を提供します。(子育て支援総合センター)

(※1) 厚生労働省科学研究補助金・臨床研究費等 ICT 基盤構築研究事業、「周産期関連の医療データベースのリンゲージの研究」平成28年、研究代表者 森臨太郎

4 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

自殺の背景にあるとされるさまざまな問題(経済・生活問題や勤務経営問題、家族関係の不和、心身面での不調など)は人生の中で誰しものが直面する可能性があり、そうした問題への対処法や支援先に関する正確な情報を早い時期から子どもたちに身につけてもらうことは、将来の自殺リスクの低減につながります。児童生徒が社会において、今後さまざまな問題に直面した際に、対処することができるよう、教育現場に携わる教職員と関係各課が連携し、SOS の出し方を学ぶ機会を提供します。

また、児童生徒が自己有用感(※2)を高め、自信を持って生きていけるよう支援します。

児童生徒が先生や保護者以外にも相談や SOS 発信ができるよう、学校関係以外の大人への啓発や教育を行うことも必要です。

(1) SOS の出し方に関する教育の実施

関係各課と学校、地域が連携し、SOS の出し方に関する教育を推進します。

主な取り組み

- 小中学校への出前講座による、SOS の出し方に関する講座を実施します。(健康課・教育指導課)
- 体験事業などを通じて自己有用感を培い、自他の生命を尊重する環境を作ります。(教育指導課)
- 関係機関との連携により、「子ども人権 SOS ミニレター」や「子どもの人権 110

番」等により、教職員や保護者にも相談できない子どものいじめや体罰、家庭内での虐待などの悩みに対する支援をします。(人権施策課)

- CAP^(※3)を推進し、子どもが自らの命を守る方法を伝えます。(こどもサポートセンター・教育指導課)
- こころの体温計の利用を推進し、つらいときには SOS を出すことを伝え、必要な相談先について情報提供をします。(健康課)

(※2) 自己有用感とは、自分の存在が周りの人に役立っている、貢献していると感じられること。

(※3) CAPとは、Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の頭文字をとったもの。子どもがいじめ、虐待、体罰、誘拐、痴漢、性暴力などさまざまな暴力から自分の心とからだを守るための予防教育プログラム。

(2) SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化

学校の教員(教職員、スクールカウンセラー)、スクールボランティアなどが、悩みや不安を抱えた子どもたちの SOS に気づき、見守り、相談機関や地域の専門家へつなぐことができるよう、学校と専門家との間で協力・連携関係を構築します。

主な取り組み

- 市内すべての市立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒のこころのケアや生活上の課題への相談に応じます。(教育指導課)
- 教育支援施設において、スクールソーシャルワーカーが児童生徒の不登校や生活全般の課題についての相談に応じ、学校と連携しながら家庭を支援します。(教育指導課)
- 地域の子ども達により良い学習環境の中で安心して校園生活を送れるよう、スクールボランティアを募集し、市立学校に配置します。(教育総務課)

(3) 教職員にむけての支援

SOS の出し方に関する教育の実施にあたっては、それぞれの学校の校長や教頭に加えて、現場の教職員の理解と積極的な取り組みが不可欠です。そのため教職員向けの研修を実施し、SOS の出し方に関する教育の必要性和重要性についてさらに理解を深められるよう支援します。

また、教職員の働き方改革に関する取り組みを推進することにより、教職員自らの心身の健康の維持向上を図ります。

主な取り組み

- ・教職員対象にゲートキーパー研修を実施します。(健康課・教育指導課)
- ・教職員の働き方改革に関する取り組みの一環として、8月12日から15日を学校の閉庁日とします。また、適切な人材を外部指導者として学校に配置し、部活動を支援します。(教育総務課・教育指導課)

5 地域におけるさまざまなネットワークの構築

「誰も自殺に追い込まれることのない生駒市」を実現するためには、地域におけるネットワークの構築が重要です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の構築に取り組んでいきます。

(1) 庁内外における連携・ネットワークの活用

庁内の連携・推進体制として、(仮称)生駒市自殺対策推進会議及び(仮称)生駒市自殺対策担当者会議を設置し、他の事業等において地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携を構築し、自殺リスクの高い市民を早期に発見し、適切な相談機関につなぐ機能の強化を図ります。

地域展開されているネットワーク

- ・子ども・若者支援ネットワーク(生涯学習課)
- ・要保護児童対策地域協議会(こどもサポートセンター)
- ・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会(地域包括ケア推進課)
- ・いじめ問題対策連絡協議会(教育指導課)
- ・生駒市障がい者地域自立支援協議会(障がい福祉課)
- ・生駒市介護保険運営協議会(介護保険課・地域包括ケア推進課)
- ・生駒市医療介護連携ネットワーク協議会(地域医療課)
- ・在宅児にかかる子育て支援者ネットワーク(子育て支援総合センター)

など

第5章

いのち支える自殺対策への取り組み
～重点施策～

自殺総合対策推進センター（厚生労働省所管）における、本市の平成24年から平成28年の5年間の自殺者数76人についての傾向分析の結果、高齢者や無職者が多い傾向にあることが示されています。

また自殺の危険要因としては、無職や失業による生活困窮、過労など仕事や生活に関する悩みのほか介護による疲労や悩み等があげられていることから、「高齢者、生活困窮者、勤務経営問題」に関わる各種施策を重点施策として進めていきます。

1 高齢者対策

高齢者は、配偶者をはじめとした家族等との死別や離婚、身体的疾患等や役割の喪失等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の問題を抱え込みがちです。特に持続した絶望感、虚無感、自殺願望を口にする場合は、うつ病の可能性も含めて注意が必要です。

地域とのつながりが希薄である場合には問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まるおそれがあるため、早期発見に向けた取り組みと対応が大切です。また、老々介護や障がいを抱えた家族の介護等、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあり、「生きることの包括的な支援」が必要となってきています。

（1）包括的な支援のための連携推進

高齢者の抱える多面的な問題に対し、相談支援先の情報を高齢者や支援者に提供することや、自殺のリスクの高い高齢者を早期に発見し、行政・民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援の施策の推進を図ります。

主な取り組み

- ・地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続して、多様な社会資源を本人が活用できるように、地域包括ケアを支える中核機関として包括的及び継続的に地域包括支援センターが相談に応じます。（地域包括ケア推進課）
- ・多面的な課題が出現しやすい75歳以上の後期高齢者でかつ要支援・要介護認定を受けていない人については、元気度チェック（基本チェックリスト等）を郵送、回収し、うつの項目を始め、生活機能低下に重複該当する人に対して電話や個別訪問等を通してハイリスク者の早期発見に努めます。

また、未返送者については未返送者実態把握事業を通して、地域包括支援センターが個別訪問を行い、さらにハイリスク者の早期発見に努めます。（地域包括ケア推進課）

- 市が運営する一般介護予防事業等において、欠席の申し出なく頻回な欠席が見受けられる高齢者については、電話等において心身の状態像を確認するなど高齢期に多いうつ病や生活機能低下の早期発見に努めます。（地域包括ケア推進課）
- 認知症サポーター養成講座等において、認知症初期の高齢者が自信を喪失していく過程でうつ症状を呈する可能性があることを丁寧に伝え、温かく見守ることができる環境づくりについて啓発します。（地域包括ケア推進課）
- 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護予防や介護サービス、保健、福祉、権利擁護などさまざまな支援を行うため、地域包括支援センターが相談に対応します。（地域包括ケア推進課）
- 高齢者の介護予防や生活支援の体制整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置します。（地域包括ケア推進課）
- 認知症高齢者自身や介護者への日々の不安や困りごとへの対応をはじめ、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るため、認知症地域支援推進員を配置します。（地域包括ケア推進課）
- 気持ちが沈み生活意欲が低下している高齢者等を対象に、多職種で議論する地域ケア会議を開催し、自立の支援や重度化を防止します。（地域包括ケア推進課）
- 市民が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築をはかる、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会を運営します。（地域医療課）

（２）介護者に対する支援

介護が必要となった人を支える家族の中には、介護にまつわる悩みや問題を誰に、いつ、どのように相談していいか具体的にわからず、結果的に抱え込んでしまい、介護者自身を次第に追い込んでいくことがあります。そのような家族介護者の場合、身近に相談者がおらず孤独感や孤立感を抱き、先の見通しも持てず、中にはその環境に経済的な困窮等が重なり介護者の心身の深刻度が高まり、食事や睡眠にも影響を及ぼし、疲労が疲弊へと移り変わり、身体面や精神面に不調をきたすことが多くなることが考えられます。

また、こうした心身の不調は相談者がいたとしても起こりうるものであり、最近では老々世帯による介護者の高齢化も社会問題となっているほか、障がいを持つ子や引きこもりの子と高齢者の世帯等において、高齢者の介護が必要となり支援が困難化していく相談も増えています。このような背景も踏まえ、介護者の孤立や引きこもりを防

ぎ、必要な時に必要な支援が受けられるよう、介護者支援に関する普及啓発や介護技術を学ぶ機会などの施策を実施します。

主な取り組み

- ・介護、福祉サービスの紹介や、各種相談機関の連絡先等を掲載した冊子「くらしのあんしん」を配布します。（高齢施策課）
- ・高齢者とその家族の困りごとや、介護保険等のフォーマルサービスに加え、インフォーマルサポート等に関する高齢者の総合的な相談を実施します（介護保険課・地域包括ケア推進課・高齢施策課）
- ・介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を目指すとともに、介護者の交流による心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援するための家族介護講習会を開催します。（地域包括ケア推進課）
- ・認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの養成や徘徊高齢者の保護を目的とした訓練を開催します。（地域包括ケア推進課）
- ・外出して自宅に戻れなくなる恐れのある認知症高齢者の介護者等に対して、行方不明高齢者捜索ネットワークシステムへの事前登録を勧奨し、行方不明時に早期発見・保護し、介護者の負担が軽減される仕組みを広げます。（地域包括ケア推進課）

（3）高齢者が抱えやすいさまざまな日常生活での不安に対する支援

高齢者は、身体的、精神的疾患などをきっかけに、孤立や生活困窮などの複数の問題を抱えやすい傾向があります。地域や相談先との繋がりを持ち、必要な場合に支援を受けられるような施策を実施、啓発していくことで、高齢者が不安なく生活できるよう支援します。

主な取り組み

- ・うつ病や認知症を含む精神疾患などを有し、思考力の低下や思考停止など判断能力が低下している高齢者が消費者被害などに巻き込まれないよう、地域の中での見守り体制の構築が進むよう支援します。（防災安全課・地域包括ケア推進課・高齢施策課・社会福祉協議会等）
- ・意思判断能力が低下している高齢者の権利が侵害されないよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の制度が適切に利用できるよう支援します。（高齢施策課・社会福祉協議会）
- ・高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進し、虚弱高齢者が要介護化へと移行する期間を遅らせることで、心身の不具合から生じる生活不安が少しでも軽減で

きるよう支援します。(地域包括ケア推進課)

- 緊急連絡先、かかりつけ医などの情報を掲載した容器を冷蔵庫で保管し、緊急時対応が行えるよう、救急医療情報キットを配布します。(高齢施策課)。
- 65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、栄養状態に課題があり、かつ見守り等の支援が必要な場合に、栄養管理された弁当を自宅に配達し栄養状態の改善及び安否を確認し、自立に向けた生活を支援します。(高齢施策課)
- 認知症の人やその家族が抱える多様な日常生活の困りごとへの支援を充実させるために、認知症地域支援推進員を配置し、日々の暮らしに関する不安について相談に応じます。(地域包括ケア推進課)
- 認知症の人やその家族が早期受診、診断、治療、ケアにつながらない場合には、認知症地域支援推進員とも連携し、必要に応じて認知症初期集中支援チームによる支援を開始します。(地域包括ケア推進課)

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

高齢者が、住み慣れた環境で他者と交流しながら、心身の健康を維持できるような場の提供及び、心身に疾病を抱えていても地域での活動や社会参加が可能な支え合いの仕組みづくりの必要性を啓発します。

そのためには、個々の高齢者及び高齢者が暮らす地域を単位とする日常生活圏域^(※1)ごとの実態を把握し、課題を整理することで、個別課題の解決から地域課題への解決に応じた支援へとつなげます。

主な取り組み

- 健康づくり、生きがいづくり、友愛活動や世代間交流を目的として活動する老人クラブの活動を支援します。(高齢施策課)
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりを図りながら、短期的な就業を通じて地域社会に貢献するシルバー人材センターの運営を補助します。(高齢施策課)
- 75歳以上の後期高齢者でかつ要支援・要介護認定を受けていない人を対象に、元気度チェック(基本チェックリスト)を郵送、回収し、閉じこもりやうつ症状などを早期に発見し、ケアにつながるよう支援します。(地域包括ケア推進課)
- 日常生活圏域ニーズ調査をとおして、高齢者が必要としている社会参加の場を創出していきます。(地域包括ケア推進課)
- 前期高齢者、後期高齢者の特性に応じた介護予防事業の展開を行い、健康づくりや社会参加の促進に努めます。(地域包括ケア推進課)
- 高齢者の孤食等を避けるよう地域巡回型のひまわりの集い等を拡充し、社会参加を促進します。(地域包括ケア推進課)

- 週 1 回、地域の集会所等に集まり運動を行う「いきいき百歳体操」等を促進し、健康づくりや介護予防を通じた地域でのつながりづくりを進めます。（地域包括ケア推進課）
- 民生委員・児童委員が担当地区のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、必要な情報を伝えるなど、安心なひとり暮らしを支援します。（高齢施策課）

（※1）日常生活圏域：本市では中学校区を基本単位とし、地域の特性を考慮して10の「日常生活圏域」を設定しています。

2 生活困窮者等対策

自殺の危険性が高い人は、既に生活困窮状態であるか、将来的に生活困窮に至る可能性があります。また、生活困窮状態にあるかその可能性のある人が、他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられています。

生活困窮者は経済的な問題のみならず、背景として社会的な孤立や心身状況、職場関係や家族関係に起因する問題など多様な課題を抱えており、これらの課題を解決することが、自殺のリスクを軽減することにつながるものと言えます。

生活困窮者への支援は包括的かつ早期に実施することが効果的であるため、支援に当たっては、庁内関係部局や外部の関係機関が連携していくとともに、生活困窮者からの多様な相談に応じられるよう、相談窓口の充実を図ります。

(1) 生活困窮者等への支援事業と自殺対策との連携

生活困窮者への支援は、生活困窮者の自立支援担当部局である福祉事務所はもとより、雇用・経済分野の担当部局、消費者行政担当部局及び税・保険の担当部局等のさまざまな分野が連携して行うことが求められます。中でも、自殺の危険性が高い生活困窮者を早期に発見し、早急に支援するためには、福祉事務所と自殺対策担当部局が連携し、それぞれが有する関係機関とのネットワークを活用することが効果的です。

このことから、生活困窮者の自立支援や自殺対策に係る各種連携会議に参画するなど、相互に連携した支援体制を構築します。

主な取り組み

- ・生活困窮者自立相談支援調整会議を開催する際に、必要に応じて自殺対策担当部門の参加を求め、対象者毎に適切な支援プランを策定します。(保護課等)
- ・保険料(税)の減免や就学援助、母子家庭等自立支援給付金等、生活困窮者への支援事業を担当する職員に対してゲートキーパー研修を実施し、他の支援へのつなぎを強化します。(健康課・こども課・国保医療課)
- ・生活困窮者等への支援事業窓口に、各種相談窓口を紹介するリーフレットを設置します。(健康課)

(2) 無職者・失業者等に対する相談窓口等の充実

生活困窮者の多様な相談に応じられるよう、各種相談窓口において相談支援を行います。各種相談窓口では相談に来られた生活困窮者に、自立支援に関する各種事業の利用を勧奨します。

主な取り組み

- 暮らしとしごと支援センターにおいて、経済的な課題に限らず、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談を受け、自立を支援します。（保護課）
- 生駒市ふるさとハローワークにおいて、職業相談員による求人情報の提供や職業相談を実施します。（商工観光課）
- さまざまな理由で働くことが困難な若者に、自立を目指した就労支援を行う地域若者サポートステーションと連携し、就業に向け支援します。（生涯学習課）
- 40歳未満の未就労者のうち、就職に対する不安を抱えている人に、就労訓練を中心としたサポートを行うNPO法人等と連携し、就労を支援します。（生涯学習課）

3 勤務経営問題対策

職場での人間関係や配置転換など勤務にまつわるさまざまな問題をきっかけに、退職や休職を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まることがあります。また「平成 26 年経済センサス-基礎調査」によると、市内の事業所のうち 90%が従業員数 20 人未満の小規模事業所であり、規模の小さい事業所では従業員のメンタルヘルス対策に遅れがあるとの指摘もあります。これらのことから、勤務に関する悩みを抱えた人が適切な相談・支援策につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底します。

(1) 創業者・経営者にむけての支援

創業を検討している人、又は会社経営をしている人にとっては、自身のみならず従業員が働きやすい環境を目指し、過労や長時間労働などの自殺リスクを生まないような労働環境を整備することが課題となります。そのためには、創業者や経営者に関わる機会を通じて、相談窓口の周知啓発を実施します。

主な取り組み

- 自殺リスクを抱えた経営者を早期に発見し、関係機関の情報提供ができるよう、中小企業融資制度等の担当者に相談窓口の情報を提供します（健康課・商工観光課）
- 創業を検討している人への教育の際に、各種相談窓口の情報を提供します（健康課・商工観光課）

(2) 労働者にむけてのわかりやすい相談窓口の周知

過労やささまざまなハラスメント、職場の人間関係に端を発する自殺のリスクを軽減させるための取り組みとして、労働者を対象とする相談先の情報を提供します。

主な取り組み

- 労働環境などにかかるセミナーや講演会の開催情報、労働条件等にかかる相談窓口の情報を、市ホームページで周知します。(商工観光課)
- こころの体温計の利用を推進し、奈良労働局総合労働相談コーナーや北和地域産業保健センターなど労働問題に特化した相談先の情報を提供します。(健康課)

第6章

推進体制と評価

1 推進体制の整備

自殺につながる個々の要因については、すでにさまざまな対策が行われています。しかしながら、自殺で亡くなった人は平均4つの要因を抱えていたと言われており、ひとつの機関がそのすべての要因を解決することは困難であると考えられます。自殺の危険要因を抱える人の状態が深刻化する前に早期に対象者を把握し、確実に支援していくためには、関係機関が相互に連携し、複合的な課題を相互に解決する体制が必要です。よって、関係機関による連絡会を設置し、必要に応じて個別支援を実施するための会議を開催します。

(1) 自殺対策推進会議の設置

本市の自殺対策を推進するために、保健・医療・福祉・教育・経済・労働等の関係部署・機関を構成員とした連絡会を設置し、横断的な体制を整えます。また、各関係部署・機関からの意見を踏まえ総合的に検討することにより諸施策の調整を行い、多方面から自殺対策を推進します。

(2) 自殺対策担当者会議の設置

自殺の危険が感じられる事例が発生した場合に、関係機関が集まり、支援方法の協議を行い各部署の役割を明確にし、自殺対策担当部局を中心に総合的に支援します。

2 計画の評価

(1) 数値目標

平成25年から29年の自殺死亡率の平均値（12.6人）を毎年3%減少させ、新元号5（2023）年度には10.7人以下、新元号10（2028）年度には8.8人以下を目指します。

(2) 評価指標

	施策	指標	現状値 (2017年)	目標値 (2023年)
基本 施策	自殺対策を支える人材育成	ゲートキーパー研修を受けた市職員の割合	延べ154人 (全職員817名の18%)	全職員の50%
		ゲートキーパー研修を受けた市民等の人数	延べ211人	延べ700人
		あいサポーター養成研修を受けた市民等の人数	1,042人	延べ1,600人
	市民への啓発と周知	ゲートキーパーを知っている市民の割合	—	20% (5人に1人)
	生きることの促進要因への支援	相談窓口を記載したリーフレットの配布	—	10,000枚
	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	自分にはいいところがあると思う児童生徒の割合	72.6%	84.0%
	地域におけるさまざまなネットワークの構築	自殺対策推進会議の開催	—	年1回
既存の地域ネットワークとの情報連携		—	8団体	
重点 施策	高齢者対策	介護予防・日常生活支援総合事業参加人数	110,543人	157,254人
		認知症サポーター養成講座受講者数	7,443人	11,898人
		住民主体の通いの場の数	110箇所	152箇所
	生活困窮者等対策	生活困窮者自立相談支援件数	136件	140件
		各種相談窓口を知っている市民の割合	—	50% (2人に1人)
	勤務経営問題対策	各種相談窓口を知っている市民の割合	—	50% (2人に1人)

(3) 施策の評価

「いのちを支える」ための各施策や取り組みの効果を「自殺対策推進会議」において検証し、検証の結果や国・県の動向を踏まえながら、必要に応じて取り組み等の改善を行うなど、継続的に自殺対策を展開します。

3 計画の見直し

新元号元（2019）年度から新元号5（2023）年度までの計画期間において、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて計画を変更します。

(資料) 生きる支援の関連施策

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
【基本施策】 1 - (1) さまざまな職種を対象とする研修の実施			
1	ゲートキーパー研修	市職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、支援が必要な人を適切な相談窓口につなげられるようにする。	健康課・人事課
2	ゲートキーパー指導者養成	ゲートキーパー研修を実施できる人材を養成し、市民や団体などからのニーズに合わせた派遣を行う。	健康課
3	ゲートキーパー研修（再掲）	民生委員・児童委員、介護施設従事者、各種支援センター職員等を対象にゲートキーパー研修を実施し、地域の見守り役、相談機関へのつなぎ役としての活動してもらえらる人材を育成する。	健康課
4	健康づくりリーダー養成講座	自身のみならず、家族や周囲に健康づくりを広める地域のリーダーを養成する講座の中で、こころの健康についての講座も開催し、主体的な健康づくりを促す。	健康課
5	健康づくりリーダー研修会	健康づくりのリーダー養成講座に参加した人を対象に、各々の活動に役立てられるよう、疾病予防、運動、こころの健康等についての研修を行う。	健康課
6	障がい者理解啓発事業 (あいサポート運動の推進)	障がい者の特性や必要な配慮等を理解し、日常における困りごとを手助けできる「あいサポート運動」を推進する。「あいサポーター養成講座」の受講者には支援の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配布する。	障がい福祉課
7	認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの養成や徘徊高齢者の保護を目的とした訓練を開催する。	地域包括ケア推進課
【基本施策】 2 - (1) 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発			
8	各種相談先の周知	各種相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、さまざまな機会を通じて配布する。	健康課
9	こころの悩みに関する相談先についての啓発	自殺予防週間（9月10～16日）、自殺予防月間（3月）に、こころの悩みに関する相談先の情報を提供する。また、しんどさを抱える人への接し方についてのアドバイスを行う。	健康課
10	「こころの体温計」の利用推進	市ホームページにスマートフォンやパソコンから利用できるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を設置し、相談先の情報提供も行う。	健康課

【基本施策】 2 - (2) 市民向け講演会・イベントなどの開催

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
11	どこでも講座	市の職員が市民の団体やグループのニーズに基づき、希望される場所に出向き、まちづくり、子育て、福祉などの内容についての市事業や制度の説明を行う。	広報広聴課
12	地域安全・暴力排除生駒市民大会	市民を対象に防犯や暴力団排除に関わる講演会を実施する。	防災安全課
13	人権教育・啓発	学校や PTA 等へ人権教育のための講師派遣や、啓発のため、啓発ビデオやDVDの貸出を行う。また、自治会別に懇談会を開催する。 人権を確かめあう日（4月11日）記念市民集会の開催や、差別をなくす強調月間（7月）、人権週間（12月4～10日）において、人権意識の高揚に努める。	人権施策課
14	地域医療講演会	認知症やうつ病、発達障がい等、市民のニーズの高い分野について、市民への予防医療や保健知識の啓発を目的とした講演会等を開催する。	地域医療課
15	児童虐待防止月間	児童虐待防止月間（11月）に子どもへの虐待について、通告の重要性や相談先を周知する。	子どもサポートセンター
16	アルコール関連問題県民セミナー	アルコール依存症についての講演や酒害相談の開催を支援する。	健康課
【基本施策】 3 - (1) 相談体制の充実と相談窓口情報の分かりやすい発信			
17	各種相談先の周知(再掲)	各種相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、さまざまな機会を通じて配布	健康課
18	広報いこま「いこまち」での相談窓口の啓発	広報いこま「いこまち」にさまざまな悩みや困りごとに関わる相談窓口一覧を定期的に掲載する。	広報広聴課
19	法律相談	法令により解決しなければならない相談に対し弁護士が対応する。	防災安全課
20	消費者啓発推進事業	消費生活における必要な知識や判断力を習得し、主体的に行動するための啓発・情報発信を行う。	消費生活センター
21	消費生活相談	訪問販売の契約トラブルなど、商品、買い物、サービスなどのあらゆる消費生活に関する相談に対応する。	消費生活センター
22	納税相談	市税の納付が困難な納税者に対し個別に対応する。	収税課
23	人権擁護委員による相談	人権に関わるさまざまな相談対応や、街頭での啓発を実施する。	人権施策課

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
24	男女共同参画プラザ事業	講座の開催、女性に関する相談、情報の収集及び提供、関連団体の交流活動の支援など、各種事業を実施する。	男女共同参画 プラザ
25	女性のための法律相談事業	女性が抱えている悩み（夫婦・家族・対人関係）について、自分らしい選択・決定をしていけるように女性弁護士が相談に対応する。	男女共同参画 プラザ
26	DV等被害者相談事業	電話や面談により、女性が抱えている悩み（夫婦・家族・対人関係）の相談に応じ、自分らしい選択・決定ができるよう支援する。	男女共同参画 プラザ
27	公害・環境関係の苦情相談	公害や環境に関する相談に対応し、必要に応じて関係機関を紹介する。	環境保全課
28	年金相談	国民年金の各種届出の受付、相談対応等を行う。	高齢施策課
29	障がい者相談支援事業	生活支援センターにおいて、面談や電話等により障がい者の相談支援を行う。	障がい福祉課
30	マタニティコンシェルジュの設置	妊娠期から子育て期にかけて、妊婦やその家族のあらゆる相談に応じ、相談先や支援策の情報提供を行う。	健康課
31	はーとほっとルーム	悩みや不安を抱える人の精神的な安定を図り、身近な場所で安心して相談できる機会を提供する。	健康課
32	健康相談	心身の健康に関して、必要な指導や助言を行う。	健康課
33	酒害相談	お酒にまつわる悩みを抱える人やその家族を対象に、断酒会の会員が個別に相談に対応する。	健康課
34	教育相談室	不登校や子育ての悩み、教育に関する子どもや保護者のさまざまな相談に対応する。	教育指導課
35	就学前相談	特別な支援を必要とする幼児の生活や就学に関する悩みや不安について、保護者を対象に相談会を実施する。	教育指導課
36	特別支援教育相談	臨床心理士による教育支援施設での教育相談や、特別支援学校での職務経験のある相談員が訪問相談を実施する。	教育指導課
37	家庭児童相談	家庭相談員が、18歳までの方及びそのご家族の心配事や児童虐待など、悩みごとの解決に向けての相談に対応する。	こどもサポート センター
38	不登校・ニート・ひきこもり相談	不登校、ひきこもり、ニート等さまざまな問題を抱える子どもや若者、家族からの相談に対応する。	生涯学習課
39	心配ごと相談	民生委員・児童委員が、あらゆる心配ごとや悩みごとの相談に対応する。	社会福祉協議会

【基本施策】 3 - (2) 居場所づくり

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
40	識字学級	人権文化センターにおいて月に2回開催。初級のコンピューター研修等を実施する。	人権施策課
41	地域活動支援センター（コスモールいこま・ぷろぼの）	障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供する。	障がい福祉課
42	高齢者交流施設	高齢者が地域の中でつながりあい、支え合える住民主体の通いの場の拡充に向け、関係機関、者、団体に働きかけを行う。	高齢施策課・ 地域包括ケア 推進課
43	親子を対象としたひろば事業	親子が気軽に集い、交流や相談ができる場を設置する。（びよびよサロン、もぐもぐサロン、もこもこサロンなど）	子育て支援総合センター
44	耳で楽しむ本の会	生駒市声のボランティアが、文字から情報を得ることが困難な人を対象に本の朗読を実施する。	図書館

【基本施策】 3 - (3) 支援を必要とする人やその家族への支援

45	障がい福祉サービス給付	居宅介護、生活介護、施設入所支援などの障害福祉サービスの給付を行う。	障がい福祉課
46	障がい者相談員による相談 (身体・知的障がい者相談員)	身体・知的障がい者の日常生活上の相談に応じ、必要な指導や関係機関との連携を行う。	障がい福祉課
47	障がい者虐待の対応	虐待に関する相談や通報等の情報提供があった場合には、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対応、早期解決を図る。	障がい福祉課
48	障がい福祉に関するガイドブックの作成	障がい福祉に関するサービスや相談窓口についての情報をわかりやすく提示する。各種手帳を所持している方には手帳交付時等に配布する。	障がい福祉課
49	障がい者の地域生活支援拠点等事業	障がい者の重度化や高齢化など、親亡き後を見据えて、住みなれた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりを行います。相談、緊急時の受け入れ及び一人暮らし体験を実施する。	障がい福祉課

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
50	障がい者の権利擁護支援	障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターの支援の充実に努める。特に、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理を行う成年後見制度について市の広報いこま「いこまち」や市ホームページ、講演会等を通じて幅広く周知し、利用促進を図る。	障がい福祉課
51	① 特別障害者手当支給 ② 障害児福祉手当支給	日常生活が困難な心身障がい者(児)の社会参加のための手当を支給する。	障がい福祉課
52	家事援助サービス	食事づくりや買い物等の家事全般や見守り、話し相手等を有償サービスとして実施する。	シルバー人材センター
【基本施策】 3－(4) 妊産婦・子育てをしている人への支援の充実			
53	一般不妊・不育症治療費助成	不妊症または不育症による治療費の助成を行う。	健康課
54	マタニティコンシェルジュの設置(再掲)	妊娠期から子育て期にかけて、妊婦やその家族のあらゆる相談に応じ、相談先や支援策の情報提供や保健指導を行う。	健康課
55	パパママ教室、パパ講座	妊婦およびそのパートナーが妊娠、出産、育児等についての知識を習得するとともに、母親同士の仲間づくりや父親の育児の意識向上を図る講座を実施する。	健康課
56	産後ケア事業	産褥期に家族等から援助が受けられない人で、育児支援を特に必要とする母子を対象に、宿泊型若しくは通所型の手法により育児支援を行う。	健康課
57	未熟児訪問指導	低体重や、出生後に入院加療を必要とする状態で生まれた乳児やその家族を対象に、退院後の家庭での養育について訪問し指導を行う。	健康課
58	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業	全戸訪問により、子どもの発達や育児状況、生活状況を確認することで、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなぐ。また、EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を実施することにより、産後うつや産婦の精神状態を評価し、その結果に基づいた支援を行う。	健康課
59	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要とされた家庭に、保育士等が訪問し、養育に関する指導や助言等を行い、適切な養育が実施できるよう支援する。	こどもサポートセンター
60	はじめての離乳食講座	生後4～5か月児とその保護者を対象に離乳食についての調理実習を含めた講座を開催し、乳児の食事に関する相談指導を行う。	健康課

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
61	育児相談事業	10か月児、2歳6か月児、3歳児の子どもとその保護者に対して、育児やこどもの発達、生活全般についての相談に対応する。また、生後1～4か月児をもつ母親を対象に、母乳による授乳についての相談に応じる。	健康課
62	保育の実施（公立保育園・私立保育園など）	公立・私立保育園などによる保育・育児相談を実施する。保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談に対応する。	こども課
63	学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	こども課
64	児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、児童扶養手当を支給する（所得制限あり）。	こども課
65	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体又は精神に重度又は中度以上の障がいのある児童を監護する父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）、あるいは父母にかわってその児童を養育する（児童と同居し、監護、生計を維持する）方に対し支給する（所得制限あり）。	こども課
66	ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	子育て支援総合センター
67	ファミリー・サポート事業	保護者の外出や授業参観・懇談会などの場合に子どもを一時的に預けたい人（依頼会員）と預かる人（援助会員）をコーディネートし、活動を支援する。	子育て支援総合センター
68	みっきランド・はばたきみっき	乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換、子育てに係る相談の場を提供する。	子育て支援総合センター
69	個別発達相談	発達相談員が、発達や育児に関する不安がみられる幼児についての相談に対応する。	健康課
70	ボランティア養成講座	子育て支援総合センターや健康課で実施する教室や講座に来所する人が安心して受講できるよう、一時的に子どもを預かるボランティアを養成する。	健康課・ 子育て支援総合センター
71	親子教室	育児やこどもの発達についての不安や悩みのある親や子どもを対象に集団遊びを通して、子どもとの関わり方等についての育児支援を行う。	健康課
72	絵本の会	4歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、5図書館・室で「絵本の読み聞かせ」や「わらべうた」を行う。	図書館

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
73	おはなしの会	4歳から小学校6年生を対象に、5図書館・室で昔話や創作文学を耳から楽しむ「おはなし」や「絵本の読み聞かせ」を行う。	図書館
【基本施策】 4- (1) SOS の出し方に関する教育の実施			
74	法務局との連携 ・子ども人権SOSミニレター ・子ども人権110番 ・人権の花	教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決にあたる。 また生命の尊さや思いやりの心を体得することを目的に、学校や幼稚園・保育園へ花の種や球根などの植付指導を行う。	人権施策課
75	命の大切さを学ぶ体験事業	保育園や幼稚園、こども園と連携して幼児との触れ合い、老人福祉施設などでの高齢者との交流、また、生命誕生にかかわる人々の出前授業等を通して、自分を大切に、他の人を尊重する態度を育て、自己有用感を培い、自他の生命を尊重する態度を養う。	教育指導課
76	教育相談室（再掲）	不登校や子育ての悩み、教育に関する子どもや保護者のさまざまな相談に応じる。	教育指導課
77	就学前相談（再掲）	特別な支援を必要とする幼児の生活や就学に関する悩みや不安について保護者を対象に相談会を実施する。	教育指導課
78	特別支援教育相談 （再掲）	臨床心理士による教育支援施設での教育相談や、特別支援学校での職務経験のある相談員が訪問相談を実施する。	教育指導課
79	適応指導教室	子ども達の実情、実態に応じて、教育相談、教科補充、体験学習、体育的活動等を行い、学校生活への復帰を支援する。またこころの居場所づくりを行う。	教育指導課
80	C A P (Child Assault Prevention) の推進	幼稚園や保育園を対象に、こどもをあらゆる暴力から守り、自分で考え困難に立ち向かうことを目指したプログラム(CAP)を勧奨し、実施に向けた支援を行う。	こどもサポートセンター
【基本施策】 4- (2) SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化			
81	スクールボランティア事業	地域の子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活が送れるよう、ボランティアを募集し支援を行う。	教育総務課
82	地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会	各学校区において、子育て講演会やふれあい活動、挨拶運動、安全指導等を行う。	教育指導課
83	いじめ問題対策連絡協議会	いじめ事案についての報告と、把握後の学校の対応について相談し、指導を受けることにより、教職員のいじめ事案の対応力向上を目指し、予防に向けた取り組みを実施する。	教育指導課
84	スクールソーシャルワーカーによる相談	教育支援施設で不登校や生活全般の課題についての相談を実施し、学校と連携しながら家庭での課題についての相談に対応する。	教育指導課

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
85	スクールカウンセラーによる 相談	市内すべての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、心のケアや生活上の課題への相談に応じる。	教育指導課
【基本施策】 4 - (3) 教職員にむけての支援			
86	教職員ストレスチェック事業	市の教職員を対象としたストレスチェックを実施する。	教育総務課
87	教職員の働き方改革事業	年休取得促進のため、8月12～15日まで学校閉庁を実施する。	教育総務課
88	生駒市部活動支援事業	地域の適切な人材を、外部指導者として学校に派遣し、部活動顧問者として指導を行う。	教育指導課
【基本施策】 5 - (1) 庁内外における連携・ネットワークの活用			
89	生駒市障がい者地域自立支援協議会	地域における障がい者等の課題について情報を共有し、支援体制の整備等について協議する。	障がい福祉課
90	高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	高齢者の虐待予防啓発を実施するとともに、虐待事例が発生した場合、関係機関が集まる協議会を設置し、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行う。	地域包括ケア推進課
91	生活支援体制整備協議体の運営	多様な主体が参画する定期的な情報共有・連携強化の場を設置し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	地域包括ケア推進課
92	生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 (認知症対策部会・在宅医療介護推進部会)	市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築を図る。	地域包括ケア推進課・ 地域医療課
93	いじめ問題対策連絡協議会 (再掲)	いじめ事案についての報告と、把握後の学校の対応について相談し、指導を受けることにより、教職員のいじめ事案の対応力向上を目指し、予防に向けた取り組みを実施する。	教育指導課
94	在宅児にかかる子育て支援者ネットワーク交流会	子育て支援事業(広場や園庭開放)を実施する団体が集まり、情報共有や意見交換を行うとともに、子育て支援に関する研修やグループワークを実施する。	子育て支援総合センター
95	要保護児童対策地域協議会	虐待の未然防止や早期発見、適切な支援を図るため関係機関からなる協議会を設置し、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行う。	こどもサポートセンター
96	子ども・若者支援ネットワーク	さまざまな困難を抱える子ども・若者が、就学や就業など自立した生活を営むことができるように、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、教育・福祉・就労・子育て・更生保護など各分野の関係機関が連携する。	生涯学習課

【重点施策】 1 - (1) 高齢者対策 包括的な支援のための連携推進

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
97	民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員に寄せられた相談について、内容に応じた相談窓口を紹介し問題解決にむけた連携を図る。	社会福祉協議会
98	地域包括支援センター	地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活の継続して、多様な社会資源を本人が活用できるように、地域包括ケアを支える中核機関として、包括的及び継続的に地域包括支援センターが相談に応じる。	地域包括ケア 推進課
99	生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 (認知症対策部会・在宅医療介護推進部会) (再掲)	市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築を図る。	地域包括ケア 推進課・ 地域医療課
100	生活支援コーディネーターの配置	高齢者の介護予防や生活支援の体制整備を推進する為、生活支援コーディネーターを配置する。	地域包括ケア 推進課
101	認知症地域支援推進員の配置	認知症高齢者自身や介護者への日々の不安や困りごとへの対応を始め、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るため、認知症地域支援推進員を配置する。	地域包括ケア 推進課
102	地域ケア会議	気持ちが沈み、生活意欲が低下している高齢者等も対象に、多職種で議論する地域ケア会議を開催し、自立支援や重度化防止を行う。	地域包括ケア 推進課

【重点施策】 1 - (2) 高齢者対策 介護者に対する支援

103	くらしのあんしん作成・配布	福祉サービスの紹介や各種相談機関の連絡先等を掲載した、高齢者の福祉と健康の手引きとなる冊子を作成し、配布する。	高齢施策課
104	家族介護用品支給事業	在宅の要介護者を介護している同居の家族に対し、介護用品として紙おむつ等を支給する。	高齢施策課
105	家族介護講習会等の開催	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。	地域包括ケア 推進課
106	認知症介護の電話相談	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、認知症地域支援推進員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	地域包括ケア 推進課
107	認知症サポーター養成講座 (再掲)	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの養成や徘徊高齢者の保護を目的とした訓練を開催する。	地域包括ケア 推進課
108	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を行う。	介護保険課

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
109	介護サービス給付	特別養護老人ホームや老人保健施設への入所等の施設サービスとデイサービスや訪問介護等の在宅サービスの給付を行う。	介護保険課
【重点施策】 1 - (3) 高齢者対策 高齢者が抱えやすいさまざまな日常生活での不安に対する支援			
110	救急医療情報キット	救命処置を行う必要がある場合に備えて、「緊急連絡先」「かかりつけ医」などの情報を記入した用紙を容器に入れ、冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」を配布する。	高齢施策課
111	緊急通報システム	65歳以上の高齢者や身体障がい者のひとり暮らし等の方（緊急性の高い疾患があり、加療中の方）に緊急通報装置を貸与し、利用者に緊急事態が発生した時に、あらかじめ組織された地域支援体制により迅速な対応を行う。	高齢施策課
112	食の自立支援事業	65歳以上の独居等の人で栄養状態に問題があり、疾患や障がい等により外出や調理が困難で安否確認が必要な方を対象に、栄養管理された弁当を自宅へ配達する。	高齢施策課
113	高齢者の成年後見制度等の利用支援	判断能力に不安を抱える方が自身の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度及び事業を的確に利用できるよう相談等に対応する。	高齢施策課
114	行方不明高齢者検索ネットワークシステム	外出して自宅に戻れなくなる恐れのある認知症高齢者の介護者等に対して、行方不明高齢者検索ネットワークシステムへの事前登録を勧奨し、行方不明時に早期発見・保護し、介護者の負担軽減できる仕組みを広げる。	地域包括ケア推進課
115	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者がより活動的に、元気に暮らすことを目的とし、家庭でできる体操など高齢者むけの運動を行う。	地域包括ケア推進課
116	介護予防・生活支援サービス事業 ・通所型 ・訪問型	要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として実施する。	地域包括ケア推進課
117	介護予防手帳の配布・運用	高齢者が自身のことを管理できる介護予防手帳を配布することにより、セルフケアの推進を図る。	地域包括ケア推進課
118	基本チェックリストの発送	75歳以上の後期高齢者でかつ要支援・要介護認定を受けていない人を対象に、元気度チェック（基本チェックリスト）を郵送・回収し、閉じこもりやうつ症状などを早期に発見し、ケアにつながる支援を行う。未返送者については未返送者実態把握事業を通して、地域包括支援センターが個別訪問を行い、さらにハイリスク者の早期発見を行う。	地域包括ケア推進課

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
119	認知症初期集中支援チームの運用	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	地域包括ケア推進課
120	日常生活圏域ニーズ調査	日常生活圏域ニーズ調査をとおして、高齢者が必要としている社会参加の場を創出する。	地域包括ケア推進課
【重点施策】 1 - (4) 高齢者対策 社会参加の強化と孤独・孤立の予防			
121	ひとり暮らし高齢者調査・訪問	民生委員・児童委員が担当地区のひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、必要な情報を伝えるなど、ひとり暮らしの安心を支援する。	高齢施策課
122	高齢者交流施設 ・金鷲の杜 倭苑 ・RAKU - RAKU はうす	おおむね60歳以上の高齢者を対象として、気軽に集え、自由に交流できる憩いの場となる施設を運営し、高齢者向けの文化、スポーツ活動ができる教室も開催することで、生きがいづくりの機会を提供する。	高齢施策課
123	災害時要援護者避難支援事業	自然災害が発生した場合、家族以外の第三者の避難支援を必要とする方の情報を、市と地域の関係機関（自治会や自主防災会、民生委員・児童委員）で情報共有することで、避難時の手助け等を地域の中ですばやく行えるよう、地域での助け合い（共助）による支援体制を整備する。	高齢施策課
124	入浴事業	高齢者の生きがいづくりの促進と健康増進を図るため、60歳以上の方を対象に、「金鷲の杜 倭苑」と、「ふれあいセンター」の浴場利用券を交付する。	高齢施策課
125	敬老の日の贈り物事業	永年社会に貢献された高齢者に対し、米寿及び白寿の対象者に贈り物等を贈ることにより、敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図る。	高齢施策課
126	老人クラブ活動費助成	健康づくり、生きがいづくり、友愛活動や世代間交流を目的として活動する老人クラブの活動を支援する。	高齢施策課
127	高齢者交通費等助成	高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加を促すために交通費等を助成する。	高齢施策課
128	シルバー人材センター	高齢者の社会参加と生きがいづくりを図りながら、短期的な就業を通じて地域社会に貢献するシルバー人材センターの運営補助を行う。	高齢施策課
129	介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業	週1回、地域の集会所等に集まり運動を行ういきいき100歳体操等を実施し、健康づくりや介護予防を通じた地域でのつながりづくりを進めます。また、前期高齢者・後期高齢者の特性に応じた介護予防事業の展開を行い、健康づくりや社会参加を促進させる。	地域包括ケア推進課
130	ひまわりの集い	高齢者の孤食等を避けるよう地域巡回型のひまわりの集い等を拡充し、社会参加を促進させる。	地域包括ケア推進課

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
131	一般介護予防事業 ・ 介護予防普及啓発事業 ・ 地域介護予防活動支援事業 ・ 地域リハビリテーション活動支援事業	人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場を継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的に実施する。	地域包括ケア推進課
132	認知症支え隊	認知症が心配される高齢者に対し、サロン等への同行や声掛け等を行い、自立した生活の見守りを行う。	地域包括ケア推進課
133	認知症カフェ	認知症本人同士の交流や家族間の情報交換を目的とし、認知症の人や家族、専門家、地域住民が集う場を定期的に開催する。	地域包括ケア推進課
134	本の宅配サービス	図書館へ出向くことが難しい高齢者等にボランティアが本を宅配する。	図書館
【重点施策】 2 - (1) 生活困窮者等対策 生活困窮者等への支援事業と自殺対策との連携			
135	生活困窮者自立相談支援調整会議	生活困窮者自立相談支援調整会議等を開催する際に必要に応じて自殺対策担当部門の参加を求め、対象者毎に適切な支援プランを策定する。	保護課
【重点施策】 2 - (2) 生活困窮者等対策 無職者・失業者等に対する相談窓口等の充実			
136	養護老人ホーム保護措置事業	生活環境や経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の入所手続きを行う。	高齢施策課
137	在日外国人高齢者特別給付事業	国民年金の給付を受けることができない外国人又は外国人であった人に対し、福祉の増進を図るため、外国人高齢者特別給付金を支給する。	高齢施策課
138	家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の作成等を通じ、家計の改善にむけた支援を行う。	保護課
139	生活保護各種扶助	最低限度の生活を維持することが困難になった人を対象に、生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の8項目について扶助を行う。	保護課
140	住居確保給付金の支給	経済的に困窮し、住居を喪失した人、またはそのおそれのある人を対象とし、家賃相当分の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	保護課
141	生活困窮者自立相談支援事業	経済的な課題に限らず、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談を受け、自立に向けた支援を行う。	保護課
142	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行う。	保護課
143	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成に向けた支援を行う。	保護課

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
144	介護保険料徴収猶予・減免・分納	災害等の特別な事情がある場合は、保険料の徴収を猶予若しくは減免する。 また、減免や徴収猶予等、生活保護にも該当しないが、生活の状況において、納付が困難であると判断される人に対し分割で納付できるよう対応する。	介護保険課
145	高額介護サービス費制度	利用したサービス（1割・2割又は3割の利用者負担の合計額）が高額となり、一定額を超えた場合は、高額介護サービス費として還付する。	介護保険課
146	特定入所者介護サービス制度	施設における食費と居住費の自己負担（原則）に対し、低所得者の負担が一定の範囲にとどまるように設定する。	介護保険課
147	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費の助成を行う。	国保医療課
148	保険税の賦課、減免	国民健康保険税の減免制度について適切な運用を行う。	国保医療課
149	国民健康保険の高額療養費制度	長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えて支払った医療費について支給する。	国保医療課
150	就学援助	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。	教育総務課
151	保育料等納入促進事業	保育料を納入しやすい環境を整える。	こども課
152	母子家庭等自立支援給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 市が指定した職業能力の開発のための講座を受講したひとり親家庭の父母に対して、教育訓練終了後に支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進させるため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 	こども課
153	児童扶養手当の支給 (再掲)	父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、児童扶養手当を支給する。	こども課
154	母子生活支援施設保護措置事業	配偶者のいない、またはこれに準ずる事情にある女性とその児童の母子生活支援施設への入所を支援する。また、入所施設の実施運営費を扶助し、自立の促進のためにその生活を支援する。	こどもサポートセンター
155	総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えている人を対象に、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労相談、家計指導等）を行い、一時的な資金の貸し付けを行う。	社会福祉協議会

NO	事業名	事業概要	担当課 (担当事業所)
156	就労支援 (紹介する支援機関の一例)	<p>対象者に応じた就労支援機関を紹介し、就労支援を行う。</p> <p>【奈良若者サポートステーション】 15歳～39歳の働くことに関する悩みをもつ人を対象に、キャリアカウンセリングや、職場体験、就職支援プログラムなどを通じて就労を支援する。</p> <p>【ならジョブカフェ】 正規雇用などを目指し、就職活動をするおおむね35歳未満(40代前半までの不安定就労者含む)の若者や学生に対して、キャリアカウンセリング、セミナーなどの就業支援メニューを無料で実施する。</p> <p>【若者サポートステーションやまと】 さまざまな理由で働くことが困難な若者に対し、自立を目指した就労支援を行う。</p> <p>【キャリアサポートセンター奈良】 15歳～39歳の未就労者等のうち、就職に対する不安を抱えている人を対象に、就労訓練を中心としたサポート事業を実施する。</p>	生涯学習課
【重点施策】3-(1) 勤務経営問題対策 創業者・経営者にむけての支援			
157	各種相談先の周知(再掲)	創業者支援セミナー等の受講者や中小企業融資制度の担当者等に各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、創業者や融資利用者への情報提供を行う。	健康課・ 商工観光課
【重点施策】3-(2) 勤務経営問題対策 労働者にむけてのわかりやすい相談窓口の周知			
158	市ホームページにおける情報周知	労働環境などにかかるセミナーや講演会の開催情報や労働条件等にかかる相談窓口の情報を、市ホームページで周知する。	商工観光課
159	こころの体温計の利用啓発(再掲)	こころの体温計の利用を推進し、奈良県労働局総合労働相談コーナーや北和地域産業保健センターなど労働問題に特化した相談先の情報を提供する。	健康課

【生駒市自殺対策計画】
平成31年3月

生駒市健康課
〒630-0258
奈良県生駒市東新町1番3号
TEL : 0743-75-2255